

○垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱

令和元年10月18日告示第31号

改正

令和2年6月22日告示第79号

令和4年3月31日告示第32号の10

令和6年3月22日告示第31号

垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税による本市への寄附を促進し、地場産品等のPRを通じた地元企業の育成等を図るため、寄附者に返礼品を提供する返礼品事業者及び返礼品の選定について必要な事項を定めるものとする。

(返礼品事業者の選定)

第2条 返礼品事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社、本店、支社、支店、事業所又は工場があること。ただし、垂水市産の原材料を取り扱っている事業者は、この限りではない。
- (2) インターネット環境が整っていること。
- (3) 代表者又は従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(返礼品事業者の登録方法)

第3条 返礼品事業者の登録を受けようとする事業者は、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品事業者登録書(別記第1号様式)
- (2) ベーシック16(別記第2号様式)
- (3) 登記簿謄本の写し(企業)又は住民票の写し(個人)
- (4) 認証や認定に関する書面(取得社のみ)
- (5) 衛生検査に関する検査書面(加工食品)
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(別記第5号様式)

(返礼品の要件)

第4条 返礼品は、そのあり方として、寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえたものとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市PR、交流人口の増加又は地域産業の振興につながるもの
- (2) 商品情報を開示できるもの
- (3) 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)は対象外とする。

- (4) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）は対象外とする。
- (5) 商品在庫が著しく少ないことや季節性等、提供条件がある場合は、十分な相談を行うこと。
- (6) 登録にあたっては、本市の返礼品として、分かりやすい説明ができること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、平成31年総務省告示第179号第5条に基づく返礼品基準を満たしていること。

（寄附に係る返礼品額及び送料上限額の要件）

第5条 1件当たりの寄附に対する返礼品額の割合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第2項第2号で定める基準に基づくものとする。

2 前項に定めるもののほか、返礼品額及び送料上限額等に関する事項は、別に定める。

（寄附額の決定）

第6条 寄附額は市が決定するものとする。

（返礼品の登録方法）

第7条 返礼品の登録を受けようとする事業者は、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品登録フォーマット（別記第3号様式）
- (2) 返礼品の画像データ形式及び規格は、別に定める。

（返礼品事業者及び返礼品の決定等）

第8条 市長は、返礼品事業者及び返礼品の登録に関する資料の提出があったときは、審査を行い、登録の可否を決定するものとする。ただし、不採択の場合は、その理由を付して通知するものとする。

（契約）

第9条 前条の規定により返礼品事業者の登録を決定したときは、本要綱に同意したものとみなし、当該返礼品事業者と返礼品に係る契約を締結するものとする。

（返礼品事業者の責務）

第10条 返礼品事業者は、返礼品登録された商品に係る事務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 返礼品事業者は、寄附者からの返礼品の提供に係るクレーム、事故、トラブル等について誠意をもって丁寧に対応し、速やかにその内容を書面により市長に報告しなければならない。

3 配送業務については、本市がインターネットを通じて提供する配送管理システム「LedgHome（レジホーム）」を利用しなければならない。

4 市から発注依頼を受けた返礼品事業者は、受注した日から翌月末までの返礼品発送に努めなければならない。ただし、期間を限定して提供する返礼品については、この限りでない。また、やむを得ない理由により、発送が遅れる場合は、必ず市に相談することとする。

5 返礼品事業者は、返礼品の産地偽装等の食品表示法（平成25年法律第70号）の違反又は過失による誤表示等を行い、寄附者に損害を与えたことにより、市が返礼品事業者へ費用負担の求め又は損害賠償請求をした場合、これに応じなければならない。

6 返礼品事業者は、返礼品登録申請時から返礼品の内容に変更が生じた場合、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

（返礼品額及び送料の請求方法）

第11条 返礼品額及び送料の請求方法は、配送先リストを添付した上で、返礼品額と送料は分けて請求すること。

（登録の辞退）

第12条 返礼品事業者が登録を辞退しようとするときは、辞退日の30日前までに、辞退届出書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

（登録の取消し等）

第13条 返礼品事業者又は返礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は返礼品事業者又は返礼品の登録について取消し、停止又は見直しをすることができる。

- （1） 垂水市ふるさと応援基金事業にふさわしくないと認められるとき。
- （2） 寄附者等からの返礼品及び配送に関する問合せ等に誠実に対応しないとき。
- （3） この要綱に違反し、又は市の指導等に対し誠実に対処しないとき。
- （4） 寄附者又は市に損害を与える行為があったとき。
- （5） 返礼品登録申請時の返礼品の仕様と実際に送付した返礼品の仕様が異なったとき。
- （6） 返礼品に関して、産地偽装等の虚偽の内容表示があったとき。
- （7） 業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏えいしたとき。

（個人情報の保護）

第14条 返礼品事業者は、市から提供を受け、サービスを提供するために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。返礼品事業者でなくなった後も同様とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市と返礼品事業者とで協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日告示第79号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第32号の10）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日告示第31号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

垂水市ふるさと応援基金
返礼品事業者登録書

垂水市ふるさと応援納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱第3条の規定に基づき、次のとおり、返礼品事業者登録について申請いたします。

1 企業情報

1	事業者名		3	年間売上高		円
2	代表者名		4	従業員数	(社員〇名、パート〇名など)	
5	会社所在地	〒				
6	工場等所在地	〒				
7	電話番号		8	FAX		
9	会社E-mail		10	ホームページ		

2 企業口座情報

1	銀行名					
2	支店名		4	預金種別		
3	口座番号		5	口座名義		

3 担当者情報

1	担当者名		2	担当者電話番号		
3	部署・役職		4	担当者E-mail		

【事務局記入欄】※記入しないでください。

1	レジホーム登録日	年 月 日	2	入力担当者		
3	レジホームID		4	レジホームパスワード		

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

垂水市ふるさと納税返礼品事業者登録 ベーシック16

	大項目	御社での取組内容	資料等
ベースとなる 価値観と行 動	1 お客様を基 点とする 企業姿勢の 明確化	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	2 コンプライ アンスの 徹底	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
社内に関 するコミュ ニケーション	3 安全かつ 適切な食 品の提供 をするた めの体制 整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	4 調達にお ける取組	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	5 製造にお ける取組	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
取引先に関 するコミュ ニケーション	6 販売にお ける取組	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	7 持続性 のある関 係のため の体制 整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	8 取引先 との公正 な取引	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	9 取引先 との情報 共有、協 働の取組	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:

	大項目	御社での取組内容	資料等
お客様に関するコミュニケーション	10 お客様とのコミュニケーションのための体制整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
	11 お客様からの情報の収集、対応及び管理	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
お客様に関するコミュニケーション	12 お客様への情報提供	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
	13 食育の推進	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
緊急時に関するコミュニケーション	14 緊急時を想定した自社体制の整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
	15 緊急時の自社と取引先との協力体制の整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
	16 緊急時のお客様とのコミュニケーション体制の整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:

第3号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

垂水市ふるさと納税返礼品登録フォーマット

垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり、返礼品について申請いたします。

1 商品特性

返礼品 事業者名			
寄附金額	円		
	<small>※垂水市にて寄附金額を変更させていただく場合は、修正後の寄附金額をお知らせします。</small>		
返礼品額（税込） と送料（税込）の 合算額	円		
	<small>※対象寄附額の31.25%以内</small>		
返礼品額 （税込）	円	送料上乗額 （税込）	円
<small>※ 原則、対象寄附額の25%以内。 ※ 最大で、対象寄附額の30%以内。 ただし、返礼品額（税込）と送料（税込）の合算額を対象寄附額の31.25%以内とすること。</small>		<small>※ 原則、対象寄附額の6.25%以内。 ※ 返礼品額（税込）と送料（税込）の合算額を対象寄附額の31.25%以内とすること</small>	
返礼品 カテゴリー		返礼品 コード	
返礼品名 (22文字以内)			
提供可能時期	通年	期間限定	賞味期限
	月 日～	月 日	消費期限
主原料産地 (産養場所等)		ロット数	
	内容量		
返礼品紹介文 (215文字程度)	返礼品の概要・こだわり・魅力、キャッチコピー、おすすめの食べ方・飲み方(レシピ) 事業者としての思い、等		
配送方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> 冷蔵	配送時期	
ターゲット <small>※お客様の性別や年齢など</small>			
商品写真	<p>商品の全体がわかる写真を1枚貼付してください。</p> <p>※画像データは別途ご提出ください。(最大9枚掲載可能)</p> <p>一覧表示用(メイン画像) 1枚(800px×496px) スライド用最大8枚(800px×496px) 楽天ふるさと納税掲載用1枚(800px×800px)</p>		

第3号様式(第7条関係) 壺水市ふるさと応援基金返礼品登録フォーマット(2枚目)

2 認証及びアレルギー表示(特定原材料)

認証等	<input type="checkbox"/> 有機JAS <input type="checkbox"/> ISO※ <input type="checkbox"/> HACCP※ <input type="checkbox"/> 農業生産工程管理(GAP) <input type="checkbox"/> その他 ※印のものとは別は、具体的な取得内容を記載
	(写物の写真を字が読めるように画像で貼付)
アレルギー表示① (表示義務有)	<input type="checkbox"/> えび <input type="checkbox"/> かに <input type="checkbox"/> くるみ <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 落花生
アレルギー表示② (表示義務無)	<input type="checkbox"/> アーモンド <input type="checkbox"/> あびる <input type="checkbox"/> いか <input type="checkbox"/> いくら <input type="checkbox"/> オレンジ <input type="checkbox"/> カシューナッツ <input type="checkbox"/> キウイフルーツ <input type="checkbox"/> 牛肉 <input type="checkbox"/> ごま <input type="checkbox"/> さけ <input type="checkbox"/> さば <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> 鶏肉 <input type="checkbox"/> バナナ <input type="checkbox"/> 豚肉 <input type="checkbox"/> まつたけ <input type="checkbox"/> もち <input type="checkbox"/> やまいち <input type="checkbox"/> りんご <input type="checkbox"/> ゼラチン

3 加工品の生産・製造工程

写真表示			
------	--	--	--

4 品質管理情報

主原料産地 (産地等所等)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→具体的に	
衛生管理への取組	生産・製造工程の管理	
	従業員の管理 返礼品の検査・こだわり・動力、キャッチコピー、おすすめの食べ方・飲み方(レシピ)	
危機管理体制	担当者氏名	
	担当者部署	
	連絡先	
	危機管理に関する対応や生産物賠償責任保険(P1保険)の加入など	

5 返礼品地場産品基準(該当するものにチェック)

<input type="checkbox"/>	1.壺水市で生産されたもの
<input type="checkbox"/>	2.壺水市で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
<input type="checkbox"/>	3.壺水市で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち、主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じているもの
<input type="checkbox"/>	4.壺水市で生産されたものであって、近隣の他市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在するもの)※加工品等の場合には、基準とする
<input type="checkbox"/>	5.壺水市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの
<input type="checkbox"/>	6.前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値が全体の七割以上のもの
<input type="checkbox"/>	7.壺水市で提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が壺水市に相当程度関連性のあるもの
<input type="checkbox"/>	8.前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するもの

第4号様式（第12条関係）

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

垂水市長 殿

申込者
所在地
事業者名
代表者名 印
(個人の場合、住所及び氏名)

辞退届出書

垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱第12条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業者名	事業者名				
	所在地				
	代表者名				
辞退する理由					
辞退日		年 月 日			
連絡先	担当部署				
	担当者	役職		氏名	
	電話番号				
	E-mail				

第5号様式（第3条関係）

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私(個人の場合)
- 当団体(団体の場合) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。

また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名